

北九州市教育委員会事務の点検・評価について（概要）

1. 制度概要・目的

【根拠法令等】

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条（平成19年6月改正）
 平成20年度から、すべての教育委員会において、毎年、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられた。

【目的】

教育行政の執行状況を教育委員会自らが事後に検証すること
 教育委員会が地域住民に対する説明責任を果たすこと

2. 実施方法

点検・評価の実施方式、報告書の様式等は、各教育委員会が決定。
 本市においては、「北九州市教育行政総合計画（いきいき学びプラン）」に掲載された施策の進捗状況について点検・評価を実施。

実施単位	➢ 「健康な体づくり」など12施策
評価の方法	➢ 原則として、プラン策定時に施策ごとに設定した指標により評価 ➢ 施策全体の取り組み状況についても評価に反映させるため、施策の構成事務事業の状況（130事業）も踏まえて評価
評価の結果	➢ 施策ごとにプラン進捗の状況を、「A 順調」、「B 概ね順調」、「C 進捗が遅れている」の3段階で表示 ➢ 参考として、構成事務事業の状況（今後の方向性等）も表示 ア：計画どおり取り組む事業 イ：若干の改善や工夫が必要な事業 ウ：大幅な見直しが必要な事業 エ：廃止・中止すべき事業 オ：事業目的を達成し完了する事業

学識経験者から点検・評価の結果に対する意見を聴取

北九州市立大学 文学部准教授	恒吉 紀寿氏
前北九州市男女共同参画審議会会長	芳賀 美子氏

【参考】

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律》

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3. 点検・評価の結果概要

施策名	施策の実績・成果にかかる評価結果
施策 たくましく健やかな子どもの育成	
- 1 健康な体づくり	B 概ね順調
- 2 確かな学力の向上	B 概ね順調
- 3 豊かな心の醸成	B 概ね順調
- 4 個性や特性を伸ばす教育	C 進捗が遅れている
施策 市民の健康と生きがいづくりの支援	
- 1 市民の健康づくり	B 概ね順調
- 2 生涯学習の推進	B 概ね順調
- 3 共生の教育の推進	B 概ね順調
- 4 潤いのある文化空間の提供	B 概ね順調
施策 学校・家庭・地域の教育力活性化	
- 1 学校の力を高める	B 概ね順調
- 2 家庭の教育力を高める	B 概ね順調
- 3 地域の教育力を高める	B 概ね順調
- 4 教育基盤の整備	A 順調

A 順調 ……1施策

- 4 教育基盤の整備
 さわやかトイレ整備事業や高齢者・障害者にやさしい地域に開かれた学校づくりなどが進捗しており順調であると判断

B 概ね順調 ……10施策

C 進捗が遅れている ……1施策

- 4 個性や特性を伸ばす教育
 「新しいスタイルの学校づくり」などの項目において、事業の検討は進められたものの新たな学校設置に対するニーズ、設置主体を公立とした場合の私立学校への影響、財源などの点で課題が把握され、事業化の目途は立っていない状況であることなどから進捗が遅れていると判断

【学識経験者の主な意見】

- 2 確かな学力の向上
 基礎的学力の定着のための対策や各学校における教育実践、検証の必要性とともに、測定できる学力だけにとらわれず、総合的な教育と基礎的な学習指導がバランスよく実践されることが重要。

- 4 潤いのある文化空間の提供
 美術館等文化施設は、取り組みの成果として入館者数に留意する一方で、鑑賞の場としてだけでなく、子どもや市民の日常的な学習、活動の場として活用するための取り組みを充実させるべき。等